

令和5年 9月

お客さま各位

平塚信用金庫

## 各種規定の改定について

拝啓 平素は、平塚信用金庫をご利用いただき、厚く御礼申し上げます。

このたび、当金庫では下記の規定を改定させていただくこととしましたので、ご案内申し上げます。

敬具

### 記

#### 1. 改定日

令和5年10月 2日（月）

#### 2. 改定する規定

- (1) 貸金庫規定
- (2) 自動貸金庫規定
- (3) 両替機専用カードのご利用規定
- (4) 定額自動送金規定

#### 3. 改定内容

詳細は次頁以降の「新旧対照表」をご覧ください。

#### 4. その他

ご不明な点がございましたら、お取引店までお問い合わせください。

以上

【貸金庫規定 新旧対照表】

	新	旧
1	<p>3. (使用料)</p> <p>(1) 貸金庫の使用料は、当金庫所定の料率により1年分を前払いするものとし、<u>当金庫所定の日</u>（貸金庫借用証（兼借用料預金口座振替依頼書・届出印鑑届）の第2条記載の日をいう。<u>ただし、その後に同上記載の日が変更された場合には、変更後の日をいう</u>）に、借主が指定した預金口座から、普通預金・総合口座通帳、同払戻請求書または小切手によらず払戻しのうえ使用料に充当します。なお、当初契約期間の使用料は、契約時に契約日の属する月を1か月としてその月から月割計算により支払ってください。</p> <p>(2) 使用料は、諸般の情勢により変更することがあります。変更後の使用料は、変更日以後最初に継続される契約期間から適用します。</p> <p>(3) 契約期間中に解約があった場合は、解約日の属する月の翌月から期間満了日までの使用料を月割計算により返戻します。</p>	<p>3. (使用料)</p> <p>(1) 貸金庫の使用料は、当金庫所定の料率により1年分を前払いするものとし、<u>毎年4月の当金庫所定の日</u>に、借主が指定した預金口座から、普通預金・総合口座通帳、同払戻請求書または小切手によらず払戻しのうえ使用料に充当します。なお、当初契約期間の使用料は、契約時に契約日の属する月を1か月としてその月から月割計算により支払ってください。</p> <p>(2) 使用料は、諸般の情勢により変更することがあります。変更後の使用料は、変更日以後最初に継続される契約期間から適用します。</p> <p>(3) 契約期間中に解約があった場合は、解約日の属する月の翌月から期間満了日までの使用料を月割計算により返戻します。</p> <p><u>(追加)</u></p>

	<p>(4) 使用料にかかる適格請求書(インボイス)の発行につきましては、取扱店までお問い合わせください。</p>	
--	---	--

【自動貸金庫規定 新旧対照表】

	新	旧
	<p>3. (使用料)</p> <p>(1) 貸金庫の使用料は、当金庫所定の料率により1年分を前払いするものとし、<u>当金庫所定の日（貸金庫借用証（兼借用料預金口座振替依頼書・届出印鑑届）の第2条記載の日をいう。ただし、その後同上記載の日が変更された場合には、変更後の日をいう）</u>に、借主が指定した預金口座から、普通預金・総合口座通帳、同払戻請求書または小切手によらず払戻しのうえ使用料に充当します。なお、当初契約期間の使用料は、契約時に契約日の属する月を1か月としてその月から月割計算により支払ってください。</p> <p>(2) 使用料は、諸般の情勢により変更することがあります。変更後の使用料は、変更日以後最初に継続される契約期間から適用します。</p> <p>(3) 契約期間中に解約があった場合は、解約日の属する月の翌月から期間満了日までの使用料を月割計算により返戻します。</p>	<p>4. (使用料)</p> <p>(1) 貸金庫の使用料は、当金庫所定の料率により1年分を前払いするものとし、<u>毎年4月の当金庫所定の日</u>に、借主が指定した預金口座から、普通預金・総合口座通帳、同払戻請求書または小切手によらず払戻しのうえ使用料に充当します。なお、当初契約期間の使用料は、契約時に契約日の属する月を1か月としてその月から月割計算により支払ってください。</p> <p>(2) 使用料は、諸般の情勢により変更することがあります。変更後の使用料は、変更日以後最初に継続される契約期間から適用します。</p> <p>(3) 契約期間中に解約があった場合は、解約日の属する月の翌月から期間満了日までの使用料を月割計算により返戻します。</p> <p><u>(追加)</u></p>

	<p>(4) 使用料にかかる適格請求書(インボイス)の発行につきましては、取扱店までお問い合わせください。</p>	
--	---	--

【両替機専用カードのご利用規定 新旧対照表】

	新	旧
	<p>5 利用料</p> <p>(1) 専用カード利用料は、別に定める年間利用料（4月1日～翌年3月31日まで）を前払いするものとし、<u>当金庫所定の日（「両替機専用カード申込書兼利用料口座振替依頼書」記載の日をいう。ただし、その後同上記載の日が変更された場合には、変更後の日をいう。）</u>に口座振替依頼書に基づく指定口座から自動引落とし致します。</p> <p>なお、当初契約時の利用料は、契約日の属する月を1ヶ月として、その月から最初に到来する3月末日までの月割計算によりお支払下さい。</p> <p>(2) 利用料は、諸般の情勢により変更することがあります。変更後の利用料は、変更日以降最初に継続される契約期間から適用します。</p> <p><u>(3) 利用料にかかる適格請求書（インボイス）の発行につきましては、取扱店までお問い合わせください。</u></p>	<p>5 利用料</p> <p>(1) 専用カード利用料は、別に定める年間利用料（4月1日～翌年3月31日まで）を前払いするものとし、<u>毎年4月第2月曜日（休業日の場合は翌営業日）</u>に口座振替依頼書に基づく指定口座から自動引落とし致します。</p> <p>なお、当初契約時の利用料は、契約日の属する月を1ヶ月として、その月から最初に到来する3月末日までの月割計算によりお支払下さい。</p> <p>(2) 利用料は、諸般の情勢により変更することがあります。変更後の利用料は、変更日以降最初に継続される契約期間から適用します。</p> <p><u>(追加)</u></p>

【定額自動送金規定 新旧対照表】

	新	旧
	<p>2. 手数料</p> <p>① このお取扱いについては、当金庫所定の<u>基本手数料及び送金手数料</u>（以下、「手数料」という。）をいただきます。手数料改定の際は、改定内容を店頭に掲示し、個別の通知は省略させていただきます。</p> <p>② 送金の結果、受取人の口座がない等の理由により受取人の口座に入金できない場合は、その月の送金は取り止めたものとして預金口座へ送金額を返戻します。この場合の<u>手数料</u>については返戻いたしません。</p> <p>③ <u>手数料にかかる適格請求書（インボイス）の発行を希望される場合は、取扱店までお問い合わせください。</u></p> <p style="text-align: center;">—中略—</p> <p>4. 指定預金口座からの引落とし</p> <p>① 指定口座からの引落としについては、当座勘定規定</p>	<p>2. 手数料</p> <p>① このお取扱いについては、当金庫所定の<u>振込手数料</u>をいただきます。手数料改定の際は、改定内容を店頭に掲示し、個別の通知は省略させていただきます。</p> <p>② 送金の結果、受取人の口座がない等の理由により受取人の口座に入金できない場合は、その月の送金は取り止めたものとして預金口座へ送金額を返戻します。この場合の<u>振込手数料</u>については返戻いたしません。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p style="text-align: center;">—中略—</p> <p>4. 指定預金口座からの引落とし</p> <p>① 指定口座からの引落としについては、当座勘定規定または普通預金規定にかかわらず、当座小切手ま</p>

または普通預金規定にかかわらず、当座小切手または預金通帳・払戻請求書等の提出を受けずに当金庫所定の方法により処理いたします。なお、手数料についても同様の方法により処理いたします。

- ② 指定預金口座の残高が、送金日の当金庫所定振込時間内において送金金額と手数料の合算金額に満たないときは、特に通知はせずにその月の送金は取り止めいたします。なお、送金日に指定預金口座の残高が子の依頼によって支払うべきものと、この依頼以外の契約によって支払うべきものとの総額に満たない場合は、そのうちどれを支払うかは当金庫の任意といたします。

#### 5. 送金の取り止め等

送金を一時停止する場合は、送金日の全営業日の営業時間内までに取扱店にて所定の手続をお取りください。また以後の送金を取り止める場合は、直ちにご解約の手続をお取りください。万一、届出がなかったことによって生じた損害等については当金庫はその責を負いません。

または預金通帳・払戻請求書等の提出を受けずに当金庫所定の方法により処理いたします。なお、振込手数料についても同様の方法により処理いたします。

- ② 指定預金口座の残高が、送金日の当金庫所定振込時間内において振込金額と手数料の合算金額に満たないときは、特に通知はせずにその月の送金は取り止めいたします。なお、送金日に指定預金口座の残高が子の依頼によって支払うべきものと、この依頼以外の契約によって支払うべきものとの総額に満たない場合は、そのうちどれを支払うかは当金庫の任意といたします。

#### 5. 送金の取り止め等

送金を一時停止する場合は、送金日の全営業日の営業時間内までに取扱店にて所定の手続をお取りください。また以後の振込を取り止める場合は、直ちにご解約の手続をお取りください。万一、届出がなかったことによって生じた損害等については当金庫はその責を負いません。